

国は、平成 15 年 10 月 1 日に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成 11 年法律第 117 号)第 5 条第 3 項の規定により、民間資金等活用(P F I) による在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業に関する実施方針を公表した。今般、同法第 6 条の規定に基づき、在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業を選定したので、同法第 8 条の規定により客観的評価の結果をここに公表する

平成 16 年 3 月 29 日

外務大臣 川口 順子

特定事業の選定について

1. 事業の名称

在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業

2. 公共施設の管理者

外務大臣

3. 事業方式

在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業（以下「本事業」という。）は、「PFI法」第6条に基づき選定された事業として、本事業を実施する選定事業者がいわゆるBTO（Build, Transfer and Operate）方式により、外務省（以下「国」という。）が所有権を有する土地に、在エジプト日本国大使館事務所を設計、建設した後に、国に施設を引き渡し、事業期間中に係る維持管理業務を実施するものである。運営業務は、従来通り国が行う。

4. 事業内容

本事業において、選定事業者が行う業務は以下の通りである。

- （1）大使館事務所施設整備業務
- （2）大使館事務所施設維持管理業務

5. 事業期間

事業契約締結日から20年後の年度末までの期間とする。

6. 公共施設等の立地条件及び規模

（1）立地場所

No. 1052 Hod El Guezira No. 1, Gazayer Fasl Thani on the Nile
corniche Basateen and Dar El Salam Maadi Cairo, Egypt

（2）敷地面積

4,421 m²

（3）建蔽率

50%

(4) 施設規模

延床面積 約 8,200 m² (含む屋内駐車場)

7. 選定事業者の収入

大使館事務所の施設整備、維持管理については、国がその対価を支払う。施設整備に係る対価は割賦方式による支払いとする。

8. PFI 事業として実施することの定量的評価

本事業について、国が直接実施する場合と PFI 事業として実施する場合を比較し、PFI により得られる定量的効果について分析を行った。

(1) 前提条件

(イ) 国が直接実施する場合

施設の設計及びその関連調査費、建設費、工事監理費、維持管理費(修繕費を含む)を対象とし、これらの費用をこれまでの実績をもとに積算した。

(ロ) PFI で実施する場合

施設の設計及びその関連調査費、建設費、工事監理費、維持管理費(修繕費を含む)は、市場動向を勘案し、民間事業者の技術力や創意工夫により得られると想定される減額を考慮して算出した。

資金調達に係るコスト、リスク管理コスト、アドバイザー費用、諸税、選定事業者の運営費用等を見込んだ。

(ハ) 共通の前提条件

- ・インフレ率は考慮していない。
- ・割引率は 4%とした。

(2) 定量的評価の結果

上記の結果、国が直接事業を実施する場合に比べて、本事業に必要な国の財政負担は、現在価値ベースで約 5%軽減されることが期待できる。

9. PFI 事業として実施することの定性的評価

本事業を PFI の手法により実施する場合には、以上の定量的効果に加えて、以下のような定性的効果が期待できる。

(イ) サービス・利便性の向上

選定事業者のノウハウの活用により、在外公館利用者へのサービス・利便性及び外交活動(外交交渉、条約締結、邦人保護、経済協力、文化交流など)を展開する為

の大使館事務所機能の向上等が期待できる。

(ロ) 効率的な設計・建設・維持管理

設計・建設・維持管理まで一括して選定事業者任せることにより、選定事業者が各業務のコストの最適な組み合わせを検討することが可能となる。この結果、効率的かつ効果的に本事業が実施されることが期待できる。

(ハ) 財政支出の平準化

PFI の手法で実施する場合、国は選定事業者に対し、建設等の費用を維持管理期間を通じて毎年支払うことから、財政支出の平準化が可能となる。

10 . P F I 事業として実施することの総合的評価

本事業を PFI の手法により実施することにより、上記のような定量的効果及び定性的効果が期待できる。従って、本事業を PFI 事業として実施することが適当であると認め、ここに PFI 法第 6 条に基づいて、選定する。